令和７年度　事 業 計 画

Ⅰ【基本方針】

１　我が国における社会保険事業の円滑な運営に資するため、都道府県社会保険協会（以下「社会保険協会」という。）と協力して社会保険制度の普及、啓発を図るための広報宣伝及び出版事業を適正に実施し、被保険者及び被扶養者の健康と福祉の増進を図る。

また、本会の目的に沿った事業運営の更なる充実を図るため、社会保険協会との連携をより強化し、情報交換・情報提供を積極的に行うとともに、社会保険協会間の情報交換の推進を支援する。

以上のことを踏まえ、令和７年度の事業計画は以下のことを基本として策定する。

(1)　社会保険制度の普及、啓発を図るための広報宣伝及び出版事業を行う。

(2)　制度広報、健康づくり、制度説明等の社会保険協会事業の推進を支援する。

Ⅱ【具体的事業内容】

【社会保険協会事業】

１　打合会の実施

社会保険協会役職員による打合会を地区別に開催し、社会保険協会事業の円滑化を図る。

２　セミナー及び研修会の開催

社会保険協会役職員の資質向上及び情報提供を目的とするセミナー及び研修会を開催する。

３　本会サイトの積極的な運用

本会サイトにおいて、広く一般に向けた社会保険制度周知のための情報提供、都道府県社会保険協会間における情報交換等の機能を充実させ、積極的な運用を行う。

４　社会保険協会の在り方検討会の開催

社会保険協会並びにその事業について、今後の在り方を検討するため、「社会保険協会の在り方検討会」を開催する。

５　社会保険制度広報の支援

社会保険協会が作成している「時報」について、掲載記事等の情報提供等を行う。

６　施設優待事業の実施

社会保険協会会員事業所の被保険者等に対する健康保持増進に資するため、宿泊施設等の優待利用契約の拡大を行う。

７　社会保険協会会員事業所への表彰事業の実施

社会保険協会と本会の連携を強化し、円滑な事業運営を図り、社会保険制度の一層の発展を図るために、多年にわたり協会および本会の事業に積極的に貢献し、功績が顕著で他の規範となる社会保険協会会員事業所の代表者等に表彰を行う。

【広報出版事業】

社会保険制度の円滑な運営及び向上に資するため、また社会保険の被保険者等に対する健康の保持増進のため、以下をはじめとした広報宣伝及び出版事業を行う。

１　月刊『社会保険』の発行

厚生年金保険・健康保険の適用事業所の担当者をはじめ被保険者及び被扶養者の方々に、社会保険制度の最新情報を分かりやすく伝える。

２　社会保険六法（令和７年度版）の発行

医療保険（健康保険、国民健康保険、介護保険、船員保険関係等）及び年金保険（国民年金、厚生年金保険、共済組合、社会保障協定関係等）の法律、政省令、告示を収載する。

３　年金・健康保険委員必携（２０２５年版）の発行

事業所の年金（健康保険）委員に制度等の仕組みを分かりやすく解説する。

４　健診結果のわかる本（２０２５年度版）の発行

社会保険協会、医療機関、一般企業及び広く国民向けに、生活習慣病予防健診の目的や結果の見方等を解説し、健康づくりを推進する。

５　ライフステージにおける社会保険・労働保険（２０２５年度版）　の発行

各事業所の福利厚生担当者向けに、社会保険や労働保険について、いつ、どんなときに、どのような手続きが必要か等を分かりやすく解説する。